

(別紙)

長柄町新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

改定の経緯

長柄町新型インフルエンザ等対策行動計画（町行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定する。

（現行）

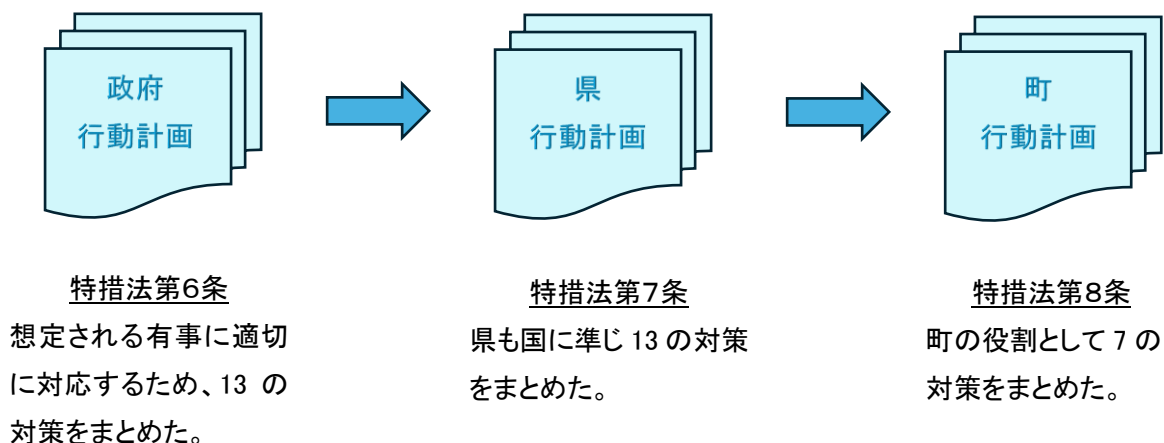
平成 26 年（2014 年）11 月に策定した町行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。

（今回）

令和 4 年（2022 年）の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことと、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、令和 6 年（2024 年）7 月に政府行動計画が全面改定され、令和 7 年（2025 年）3 月には県行動計画が全面改定された。

これを受け、町行動計画を全面的に改定し、「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の 2 つの主たる目的を継承しつつ、過去の事例だけでなく新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定して、これまで以上に平時の備えの充実を図るとともに、偏見、差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理し、基本的人権の尊重に留意して、有事の際には迅速かつ的確に必要な対策を柔軟に講じるための指針を定めた。

計画の位置づけ



改定のポイント

(1) 各対策項目の拡充

- ・対策項目を5項目から7項目に整理・拡充(下線部を追加・変更)
 - ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止
 - ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

(2) 横断的視点の設定

- ①人材育成(平時から幅広い人材を対象として研修・訓練の実施)
- ②国・県及び近隣自治体との連携(平時から連携体制やネットワークを構築)
- ③DXの推進(今後の感染症危機に備え国や県が行うDX推進に協力)

(3) 幅広い感染症に対応する対策の整理、柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・有事のシナリオを想定し対策項目を3つの段階で記載(準備期・初動期・**対応期**)
 - 特に準備期の取組を充実させた。改定前は未発生期、海外発生期、国内発生期
 - **対応期**を4つの時期に区分
 - ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ③ワクチンや治療薬等により対応が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
- ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

対策の時期区分

